

いじめ対応のフローチャート

台北日本人学校

いじめ問題の発生

児童・生徒
からの訴え

保護者
からの連絡

アンケート
教育相談

日常の観察

その他
相談窓口等

情報を得た教職員

情報共有

担任・学年主任・児童生徒指導主任

報告

管理職へ経過報告、関係保護者への連絡①
正確な事実確認（聞き取り・観察等）

管 理 職

【いじめ問題検討会議】（定例：月1回開催）（随時）

（校長・教頭・教務・児童生徒指導主任・養護教諭・該当学年主任・当該担任等）

- ・情報の共有、精査
- ・いじめであるかの判断（定義に基づく）

いじめ認定

「いじめ防止対策委員会」の発足

全職員への周知・関係保護者への連絡②・関係機関との連携

【いじめ防止対策委員会】（随時）

（校長・教頭・教務・児童生徒指導主任・養護教諭・特別支援主任・学年主任
当該学年教員・S.C.・日本人会等）

共通理解、調査方針（目的）・分担の決定、事実関係の把握と整理
今後の支援方策、指導方針の決定、指導体制の確立

★いじめの重大事態認定の場合「認定後のフローチャートへ」

関係保護者への説明③

- ・指導内容の説明
- ・意見聴取の機会

- ・いじめられた子どもへの支援
- ・いじめた子どもへの指導、支援
- ・周囲の子どもへの指導、支援

継続指導・経過観察・再発防止・未然防止

◎いじめ解消の確認

いじめの行為が少なくとも3か月間はない、
被害を受けた子が心身の苦痛を感じてない状態を満たしている。